

第16回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成29年5月8日(月) 午後2時00分～午後3時45分
2. 会 場 保健福祉センター2階 健康研修室(役場本庁前)
3. 出席委員 【農業委員】(12人)
3番 藤田清子、4番 藤原 忍、 5番 濱口佳史、 6番 山中 譲、
7番 金子孝子、8番 伊芸精一、 9番 宮川陽子、10番 堀野裕一、
11番 篠田 開、12番 福留康弘、13番 松本昌子、14番 吉尾好市
【推進委員】(6人)
1番 大石正幸、2番 弘瀬正彦、3番 平野幸敏、5番 篠田 博、
6番 尾崎澄夫、7番 福井正一
(事務局:書記 森下)
4. 欠席委員 【農業委員】(2人) 1番 小谷健児、2番 野坂賢思
【推進委員】(1人) 4番 宮川建作
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 議案第1号 農地法第3条許可申請(5件)
議案第2号 非農地証明願について(3件)
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について
議案第4号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議
 - (3) その他の討議・報告事項について
 - ・29年度活動計画及び28年度実績報告について

議 長 それでは、時間も過ぎましたので、3名の方が欠席ということで会は成立していますので始めたいと思いますが、本日の議事録署名人は濱口佳史委員と山中譲委員にお願いいたします。大変連休明けのお忙しい中、今日はまた暑い中お集まりいただきました。5月定例会ということで集まっていただきました。どうも有難うございます。それでは早速定例会を始めたいと思います。

それでは、議案第1号農地法第3条許可申請について、5件出ておりますが順次1番から事務局の方より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号農地法第3条許可申請について、5件出ておりますが1ページすみません、めくってください。それでですねえ1番から3番までは同じ譲渡人の方ですので、この3件は一緒に御説明させていただきます。

まず、1番譲渡人が〇〇〇〇さんで〇〇〇の方です。譲受人が〇〇〇〇さんで〇〇の方で1筆畑の申請です。それと2番が同じく譲渡人〇〇〇〇さんで〇〇〇の方です。〇〇の〇〇〇〇さんが譲受人で1筆畑になっております。3番同じく〇〇〇〇さん譲渡人で、譲受人が〇〇〇〇さん〇〇の方です。ここは4筆あります。それでは4ページを開

いてください。その前に理由を言います。1番2番3番それぞれ理由同じです。譲受人が借地して耕作している土地で、現在も作っております。譲渡人の方も県外ということで、誰か耕作している人に譲りたいということで申請が出ております。5ページをお願いします。であいの里蜷川の少し手前の集落ですが、また4ページに返っていただいて、その1、丸の1、445番、それから2の丸の1、374番1、あと3番について1、2、3、4、と番号を振っていますが、この6筆がこの地図です。お分かりになりますか。それから6ページをお願いします。6ページは航空写真で筆を表したところです。7ページが公図となっています。8ページお願いいたします。現況写真ですが、現在畑として耕作されております。その、農地の中に農業用倉庫が建っている状況です。1番の申請の〇〇〇〇さんについてですが、9ページをお願いします。2項第1号については農機具も充分に持っておられて、第1号には該当しない、ということになっています。それと、2号についても譲受人は個人であり適用なしです。第3号については、信託ではないので該当しない。そして、第4号については300日の農業従事日数ということで農業されております。これも該当しません。第5号については116.23アールということで、30アールを超えておりますのでこれも該当しない。第6号については、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には該当しない。ということで該当しません。第7号についても、野菜を栽培するので周辺農地には影響はないと考える。ということで該当なし、ということになります。続いて10ページをお願いします。この分については、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの案件になりますが、申請地が374番の1となっております。11ページお願いいたします。現況の写真ですが、現在耕作されておりました畑として利用されております。12ページお願いいたします。調査書ですが農機具はトラクター、田植機など持たれて該当しない。第2号についても個人であり該当しない。第3号信託でないので適用しない、ので該当なし。第4号については年間200日の農作業従事日数となっております、ので該当しない。第5号については101.24アールを耕作されております。下限面積30アールを超えるので、これも該当なしとなります。第6号についても、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には該当しない。ということで該当しません。第7号についても、野菜を栽培するので周辺農地には影響はないと考える。ということで該当ありません。続きまして、3番目の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんで4筆あります。13、14ページに公図を載せております。15ページから現況写真を付けております。まず、15ページですが、まず蜷川字竹澤372番1という畑ですが柑橘が植えられています。柑橘の畑として十分に耕作されています。それと16ページですが、ここが蜷川の榎木田433番2、それと蜷川の榎木田433番3という畑の現況で耕作をされておりますが、433番2については一部ハウスが建っております。それと17ページお願いいたします。同じく榎木田の434番3、田ということになっています。21㎡で僅かなんですが、先ほどの2筆と接しております。今も栽培されております。18ページの調査書をお願いいたします。〇〇〇〇さんについては、以前から農作業をされていて第1号については該当しません。第2号については、個人であり適用しない、ということで該当なし。第3号についても、信託ではないので適用なし、で該当しません。第4号については、年間200日の農作業に従事されているということで、該当しません。第5号については、35.31アール耕作ということで下限面積30アールを超えています

ので、該当しません。第6号についても、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には該当しない。ということで該当しません。第7号については、水稻、果樹を栽培するので周辺農地には影響はないと考える。ということで該当ありません。問題はないと思います。この3件は売買となっています。以上です。

議長 今、事務局の方から説明がありました。担当委員さん何か補足説明あればお願いします。

〇〇委員 担当は私ですので、3番の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんですけれども27年の8月だったと思います。農地の引き渡しの申請がありました。〇〇〇〇さんが叔父さんで〇〇〇〇さんが甥です。〇〇〇〇さんが病気で倒れられて、叔父さんの〇〇〇〇さんに買ってほしいと〇〇〇〇さんからのお願いがあつて、家の周りは〇〇〇〇さんが買い受けることになった。〇〇〇〇さんは退職後農業をしたいと頑張っていたのですが、病気になって倒れてから家庭の事情もあつて断念しました。今回の家周りの農地を叔父さんに分割して、そして1番の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんのその、8ページを見てもらったら生姜を植えています。大変良い作をしております。その隣の作業小屋も一緒に買われるという話は聞いております。〇〇〇〇さんは何年後かに自衛隊に入っている長男さんが農業をやりたいと言われており不都合はないと思います。そして、2番目の〇〇〇〇さんもここへ春先は稲の苗を作つて、その後は西瓜を植えたり、ジャガイモを植えたり、トマト植えたりして常に耕作しております。〇〇〇〇さんも息子さんがいますが務めをしております、手伝いはしておりますので問題は無いと思います。皆様の御協議をよろしくお願いします。

議長 はい、今、担当委員さんから説明がありました。この件について質問なりある方お願いします。無いようでしたら承認を受けたいと思いますが、いいですかね。

(質疑なし)

それでは、承認を受けたいと思います。この3番までですかね、について承認されます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員でございます。

続きまして3条の4番、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案第1号の4番目の御説明をさせていただきます。

譲渡人が、〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。譲受人が〇〇同じく〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇さんです。これは〇〇〇〇さんがお父さんで〇〇〇〇さんが息子さんになります。それで申請地というのが42筆ありますが、これをどうしても生前贈与したい、ということで農業委員会に諮ってくださいということで、申請が出ております。すみませんが19ページをお願いします。中々、現地写真を撮りに行くのが難しかったので、航空写真で字をそれぞれ示しております。位置的なものは、この写真では分かり辛いと思いますが、ほぼ20ページの住宅地図と同じような配置になっております。それと、21、22と続きますがこの字で比較していただかないと、なかなか難しいんですけども、馬荷の主にお宮が有る所を中心はずうっと両方に点々とあります。それで、28ページまで写真を付けております。それで調査書についてですが29ページお願いいたします。先ほども言いましたように、譲受人は息子さんの〇〇〇〇さん、譲渡人はお父さんになりま

す〇〇〇〇さんです。

1号に付きましては、農業に従事しているのは本人とお父さんお母さんで農業には従事しているようです。それで、〇〇〇〇さんについては介護士をしながらの兼業で農業を営んでいる状況です。お父さんと農業をしているので該当はしない。

第2号については、個人であり適用なし、ということでここも該当しません。

第3号信託についても信託で無いので適用しない。

第4号につきましては、年間で150日の農作業従事日数、農業に従事されているようです。ですので該当いたしません。

それと第5号については、下限面積30アールですが、〇〇〇〇さんは現在0ですが仮に御承認いただいたら、この農地すべてで9,406.65㎡ということに台帳面積となっておりますので、94.07アールということでここも下限面積には該当しません。

第6号の転貸禁止についても、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には該当しない。ということで該当しません。

第7号については、水稻、野菜を栽培をするので周辺農地には影響はないと考えております。よってここも該当しないということです。一部町道沿いの所は見に行きましたが耕作されています。農業委員さんの御意見を伺いたいと思います。という様な状況です。以上です。

議長 はい、事務局の方の説明が終わりました。経験がない筆数ですが担当委員さん何かあれば。

〇〇委員 42筆見に行きましたが、本人の〇〇〇〇さんがちょっと具合悪いということで、現地に行けんということでした。ただ〇〇〇〇さんが息子さんに生前贈与したいという気持ちが強いようですので、あげらしてもろうたということです。

議長 今、担当委員さんの方からの説明がありました。この件に対して質問等ございませんか。

はい。

〇〇推進委員 これは、田と畑ようねえ、耕作はしようがよねえ。

〇〇委員 耕作は一部していない所があります。自分も字名でわからない所もあります。

議長 山の中の農地も有りますが、3条許可をすると3年間以上は耕作をしなければいかん、という規定はあるがよねえ。そこがどんなものかと思うがやけれど。

〇〇委員 それを言うたがやけど、せなあいかんという判断もあるがやけれど体も悪いということもあるがよ。

議長 普通はこんな場合は相続よねえ。生前贈与ということで出てきていると思うがやけん、そこらあたりどんなものやろう。これほどの筆数経験が無い。名義変更したいがが目的やろうと思うけん。3条の許可申請となると、畑なり田なりで3年以上の耕作をなさいというようなあれがあるがよ、たぶんこれを耕作なさい言うても作らんと思うがやけど。耕作しているところだけ出してもろうて、耕作していない荒れた農地は非農地で出してもろうたらどうやろう。

事務局 耕作できない所は非農地で、耕作しているところは3条で申請したらどうでしょうかね、ただし、この譲受人は現在農地0なので下限面積3反以上で申請しなければなりません。

議 長 この件については、保留でもう一回検討をして、確認を取って出し直してもらうことにしたいと思います。

それでは5番行きたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは5番目3ページをお願いします。これはですね、譲渡人住所〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、譲受人が同じく住所〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、これも親子です。〇〇〇〇さんが101歳で〇〇〇〇さんも80歳近い方で、上風深、早咲になりますけれど、そこに3148番で田で561㎡あります。これも生前贈与をしたいということで申請が出ております。お母さんが高齢で農業が出来ないということと、ここが地籍調査があつてお母さんの名義になっていることを知らなかったみたいです。連絡が来て分かったということで話されていまして。それで、30ページお願いいたします。すみません先に31ページを見てください。ホームセンターコーナンの北側になる所で、グループホームが有って、その隣の田です。30ページに住宅地図を付けております。それと32ページに航空写真を付けております。この隣の畑がタバコになっております。位置的なものはお分かりになるでしょうか。それと34ページ、これは現況の写真です。状況としてはちょっと草が生えてますけれども、こういった状況になっています。35ページお願いいたします。調査書についてですが、まず第1号全部効率利用ということで、〇〇〇〇さんについてはトラクターと耕運機を所有されているようです。自分で作業をできない時は人を雇ってもやっているようです。それと第2号の農業生産法人以外の法人については、個人ですの該当しません。それと信託についても該当しません。年間150日は従事する。下限面積については、3,378㎡、33.78アールになります。第6号については、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には該当しない。ということで該当しません。第7号については、水稻を栽培をするので周辺農地には影響はないと考える。ということで、ここも該当しません。以上です。

議 長 今、事務局より説明が終わりました、担当委員さんは誰やるか、はい。

〇〇委員 自分でやるということやったら別に問題はありません。

議 長 現在ここは作りようが。

〇〇委員 作りよらん。

議 長 荒しちょうが。隣は〇〇〇〇いうてタバコを作りようが、そこだけ荒しちょうが。えらい細長いけど。

〇〇委員 そのタバコの畑とグループホーム間、荒ている。

議 長 ということですが、この件について何か質問のある方。

〇〇委員 これで作りようがやるかね。

事務局 帰ってから作りようということです。

議 長 作るということなら問題はない。作ってくれるなら良いことよねえ。
外に質問はありませんか。

(質疑なし)

それでは承認を受けたいと思いますが、この5番について御承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員でございます。5番について承認されました。

それでは続きまして、議案第 2 号非農地証明について、3 件出ております。1 番より説明をお願いします。

事務局 それでは続きまして、議案第 2 号非農地証明について御説明いたします。

まず、番号 1 番については、願出人の方が〇〇〇〇方です。〇〇〇〇さんといひまして、入野、芝になりますけれども字下坊 1153 番イ、畑、198 m²です。願出理由につきましては、右の欄に書いてあるとおりですが、当該土地に隣接する 1151 番 4 の宅地に所有者の伯母が住み、当該土地を居宅の庭として使用しており、15 年以上前より平成 27 年 1 月 19 日に亡くなるまで耕作していません。現状では、1151 番 4 の宅地とともに周囲に擁壁を設置し、門扉には施錠して宅地と一体的に管理し、独立した農地としては管理できません。という願出理由になっております。37 ページをお願いいたします。下から見て右の方にヨドヤのドラッグストアがあります、それから役場方面に国道を少し行った所の南側に入った所です。36 ページの住宅地図で見ていただきたいと思いますが、国道から少し入った所になっています。38 ページが航空写真で、これが申請の土地です。40 ページをお願いします。現況写真を付けております。申請のある農地についてはここですが、この手前に門扉がありますが、ここから入って突き当りに右の方に家が有りますが、ここと一体化して宅地として使っているということです。それと 41 ページをお願いします。これが先ほどの土地の西側になる所です。ここも門扉を付けてフェンスをして管理をして擁壁もつきあげております。農地としては利用していないということで申請が出ております。以上です。

議長 はい、今事務局から説明が終わりましたが、この件について担当委員さん。

〇〇推進委員 はい。

議長 〇〇さん

〇〇推進委員 〇〇〇〇さんという方が住んでおられましたが、3 年程前に亡くなられて、このひとには子供がなく、甥に贈与になって、それでこの土地は親父さんが元気な時は畑を作っておりましたが、もう何十年も作っておられませんでした。それで近所の方から雑草が生えるということで、やっとシルバーに頼んで雑草の処理をしてもらえるようになりました。それで〇〇〇〇さんが一昨年亡くなられて不動産管理になっています。

議長 もうこの家には誰も居ないということですか。

〇〇推進委員 おりません。

議長 今、担当さんから説明がありました。この件について何か御質問はありませんか。

(質疑なし)

無ければ非農地としての承認を受けたいと思います。

それでは、非農地証明 1 番について承認をされます方挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員でございます。1 番については承認されました。

それでは、非農地証明願第 2 番。

事務局 それでは非農地証明願、2 番 3 番は隣接した土地ですので一緒に説明させていただきます。まず 2 番の方が、住所〇〇〇〇、〇〇〇〇さんということで願出が出ております。黒潮町佐賀字大カゴ 497 番 1、田、312 m²。願出理由が以前には縫製工場が建っていたが平成 12 年 5 月に取り壊した。宅地としての税金を 20 年以上支払続けてきたが、今回

借地の申し出があり地目が田になっていることが判明した。建物取り壊し後は、高知銀行佐賀支店の職員駐車場として利用、現在に至る。

続いて3番の方で、住所〇〇〇〇、〇〇〇〇さんという方で、黒潮町佐賀字大カゴ505番1、田、126㎡。以前、平成12年ごろまで縫製工場が建っており、その後取り壊しを地主が金を出し合いおこなう。その時のコンクリート部分は地下50cmの所へ多数あり、その為、農地としては使用出来ない状況となっている。という願出理由です。43ページお願いします。高知銀行佐賀支店はご存知でしょうか。そこが分かれば、すぐ隣です。ラコスタという喫茶店はご存じでしょうか。そこから熊野浦に行く道の途中です。44ページに航空写真を付けています。2の①というのが2番の497番の1、3の①というのが505番の1で3番目の申請の所です。その周りについては宅地、雑種地になっております。それから46ページお願いいたします。これが現況の写真で、2番目のほうについては自動車が3台止められておりますが、ここが高知銀行に借り上げられて利用されています。それと右の方については、ここは同じ駐車場ですが家の基礎のコンクリートが有るということで農地には再生できないという状況になっています。以上です。

議長 はい、この件について担当委員〇〇君。何か補足あればお願いします。

〇〇委員 説明でもお分かりのとおり農地として再生は難しいと思います。

議長 はい、担当さんから農地としての再生は難しいとの意見でしたが、この件について何か質問のある方おいでませんか。

(質疑なし)

無いようでしたら、非農地として承認を受けたいと思いますが、それではこの件について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。2番、3番については承認されました。

それでは、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第3号に行きます。農地の利用集積ですが、まず1ページをお願いします。借受人が〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんまでは相対で貸借をする分になっております。それから下の県農業公社が借り上げる分が3件ありますが、これは農業公社から〇〇〇〇さん、〇〇の柑橘を栽培されている方ですが、貸与されることになっております。それから、その下につきましては、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの農地を農業公社が借り上げて、3ページに書いてありますが、〇〇〇〇さんが農地中間管理機構から借り受けて、水稻を作付するという内容になっております。以上です。

議長 この資料に目を通していただいて、御意見のある方。

〇〇推進委員 〇〇〇〇さんは、どういった方ですか。

事務局 入野の本村で、ずっと前からお米を作られている方です。かなり広く作られています。年齢は60歳ぐらいです。個人経営です。

議長 この件について御質問はありませんか。

(質疑なし)

無ければ承認を受けたいと思います。

この件について承認されますか方、挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手、多数でございます。議案第3号については承認されました。

続きまして議案第4号認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議ということで、説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号という資料がお手元にあると思いますが、認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議ということで、1枚めくっていただいて1ページお願いいたします。資金利用計画認定申請書ということで、〇〇〇〇さんが、今回、トラクター41馬力への買い替えをするために農業近代化資金〇〇〇万円の融資を受けるための申請です。3ページに内容が記載されています。中ほどに中四国クボタ〇〇〇万円のトラクターで、その下取りが〇〇〇〇〇〇〇円で、下取り価格を差し引いて消費税を足した〇〇〇万円ということで、このお金の融資を受けたいということになっています。それで、11ページをお願いいたします。11ページにトラクターが載っていますが、左から2番目に丸印を付けていますが、このトラクターに買い替えされるようです。後、12ページから認定農業者となっておりますので、改善計画書を付けております。その中にも41馬力トラクターということで計画に挙げられております。以上です。

議長 今、事務局より説明がありました。何か御質問はありませんか。

(質疑なし)

質問が無ければ、承認を貰いたいと思いますが、はい、この件について承認をせられる方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員でございます。議案第4号については承認されました。

それでは、(3)のその他の討議、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、(3)のその他の討議、報告事項について、御説明をさせていただきます。資料として、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画、というのをお配りしております。町の農業委員会で毎年度計画を立てて、それを実施出来たか検証をするようになっています。それを県に報告すると同時に、町のホームページにも掲載するようになっています。この内容で県と話を詰めて多少変更になるかもしれませんが、案として提案させてもらっています。

4ページをお願いします。28年度の目標、活動の点検・評価ということで、28年度に目標を作っております、文言でそれぞれ書いている所は、そのとおりになっています。前任者に聞くと、そのとおりです。

あと8ページをお願いします。法令事務に関する評価という所がありますが、26年3月現在、この計画を立てる時の数字で示されておりますが、60haの遊休農地があった。それに対して28年度の目標が2haでたてられていた。実績がそれに対して2ha遊休農地が解消されたという内容になっています。

それと10ページ、促進等事務に関する評価という所で、認定農業者等担い手の育成及び確保、という項目で29年3月現在、認定農業者が121経営体になっています。昨年は124人で、それから3人の方が離農された。内容的には2名の方が離農、1名の方が死亡ということで3人減となっています。

それと12ページをお願いします。2番の担い手への農地の利用集積ということで、29

年の3月現在で215ha。28年度の当初の目標としては1haを立てていたようですが、実績としては2ha挙がっているようです。

違反転用への適正な対応の、違反転用としては0となっています。

それを以て28年度の目標と実績に対する概要です。

1 ページをお願いいたします。それを基に29年度の目標を作っております。上から農地・農家の概要について農林業センサスを基に記入しています。右の端にあります認定農業者の数については、121経営体となっています。

2 ページお願いします。担い手への農地の利用集積・集約化ということで、1番の現状と課題の所で、これまでの集約面積215haになっています。その下にあります、29年度の目標及び活動計画では2ha増やして217haという計画にしています。

1番下にあります、参入目標数としては1経営体として、1haの目標面積としています。隣の3ページにあります、1番上の遊休農地に関する措置について、28年度2ha解消されて58haとなっていますので、29年度は更に2ha解消して56haとしています。後の内容としては昨年度と同じ内容となります。以上です。

議長 何か意見はありませんか。

(異議なし)

無いようですので、承認でよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議決案件については以上)

事務局 以降、○その他について説明した。

議長 次回の定例会は6月7日(水)となっています。本日は、長時間の審議ありがとうございました。これにて閉会とします。

(午後3時45分終了)